

## 内閣府独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

## 1 審議対象案件

| 法人名                | 役職及び所掌 | 在任期間（算定期間）                     | 業績勘案率（案）※<br>〈内閣府評価委員会〉 |
|--------------------|--------|--------------------------------|-------------------------|
| 沖縄科学技術研究<br>基盤整備機構 | 理事長    | H17. 9. 1～H23. 10. 31<br>（同上）  | 1. 0                    |
|                    | 理事     | H19. 9. 30～H23. 10. 31<br>（同上） | 1. 0                    |
|                    | 監事     | H21. 9. 1～H23. 8. 31<br>（同上）   | 1. 0                    |

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

## 2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

（案）

内閣府独立行政法人評価委員会から通知のあった対象役員3名それぞれの業績勘案率（案）については、次のとおりとする。

1. 通知のあった対象役員3名の業績のうち、理事長及び理事の在任中の個人業績については、施設整備費に関する予算超過問題などその職責に照らして減算要因と考えられる事項が発生している一方、優秀な研究者を確保し予定どおり沖縄の地に大学院大学を設立することに貢献してきたという加算要因も認められる。

このため当委員会では、上記の両要因を比較衡量するなど慎重に審議し、過去の例も踏まえ総合的に検討した結果、理事長及び理事の業績勘案率（案）1.0については、「意見なし」とする。

ただし、当委員会の審議において、理事長及び理事の個人業績については、在任中に発生した減算要因を払拭するほどの加算要因があるとまではいえないのではないかとの見解があったことを踏まえ、公表の際には、加算要因について国民への説明責任を十分に果たすよう申し添える。

2. また、監事については、在任中に特段の加算要因及び減算要因が認められないため、業績勘案率（案）1.0については、「意見なし」とする。

## 別紙

## 内閣府独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

| 法人名                | 役職  | 業績勘案率適用期間<br><br>(参考)<br>在任期間 |    | 算定内容                                  |   |                 | 業績勘案率<br>(案) |
|--------------------|-----|-------------------------------|----|---------------------------------------|---|-----------------|--------------|
|                    |     |                               |    | 年度評価実施期間等の基準値に在職月数に応じて加重平均した値<br>(※1) | 退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない当該年度の基準値(※2) | 調整              |              |
|                    |     |                               |    |                                       |   | 特段の貢献度等<br>(※3) |              |
| 沖縄科学技術研究<br>基盤整備機構 | 理事長 | H17.9.1～H23.10.31             | 同左 | 1.0                                   | なし  | なし              | 1.0          |
|                    | 理事  | H19.9.30～H23.10.31            | 同左 |                                       |   |                 |              |
|                    | 監事  | H21.9.1～H23.8.31              | 同左 |                                       |   |                 |              |

※1 「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）（以下「業績勘案率の決定方法」という。）2（1）において、退職した役員が在職した各事業年度ごとに基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とすることとされている。また、各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化（A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ決定することとされている。

なお、「業績勘案率の決定方法」2（2）において、在職期間が1年に満たない役員（監事を除く。）並びに監事については、1.0を基準業績勘案率とすることとされている。

※2 「業績勘案率の決定方法」2（1）ただし書きにおいて、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人における業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定することとされている。

※3 「業績勘案率の決定方法」2（3）ただし書きにおいて、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、それを考慮したものとする事とされている。